## 岩手県告示第 591 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 19 条の 2 第 1 項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
医療法人 及川歯科医院	北上市川岸四丁目 11 番 22 号	歯科矯正に関する医療	平成18年4月1日
八幡町薬局	盛岡市八幡町3番 22 号	薬局	II.
りんご薬局	奥州市江刺区八日町1番34号	薬局	n
フォレスト薬局一関店	一関市弧禅寺字大平 125 番地 3	薬局	n.
つくし薬局 猪川店	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10 号	薬局	n
つくし薬局 末広店	上閉伊郡大槌町末広町6番40号	薬局	n